

1. 協議事項

保険料率統一後の国民健康保険税条例減免の期間について(R8 年度受付分)

2. 概要

- R9 年度の国民健康保険標準保険料率統一に合わせ、市国保税条例減免についても R9 年度から統一基準により実施することになる。
- 統一基準の減免期間は、最大 12 か月。
※国保法 59 条(収容・拘禁)および旧被扶養者減免除く
- R9 年度から 11 年度の間は市町独自減免も可能だが、相互扶助の対象外となるため、独自減免分は一般会計からの繰入れで対応する必要がある。

国民健康保険税における減額や減免等について

項目	対象者	対象区分	記載条例	備考
減額	所得合計一定以下の世帯	均等割	国保税条例第23条第1項	地方税法施行令第56条の89
		平等割	//	
	未就学児	均等割	国保税条例第23条第2項	地方税法第703条の5第2項
	出産被保険者	所得割	国保税条例第23条第3項	地方税法第703条の5第3項
特例	特定対象被保険者等(非自発)	均等割	//	地方税法第703条の5の2
		(均等割)	//	
		(平等割)	//	
減免	震災・風水害・火災による被災世帯	保険税	国保税条例第26条第1項第1号	条例減免
	生活保護法による保護基準に準ずる世帯	保険税	国保税条例第26条第1項第2号	
	世帯主が身体又は精神に障害をきたし退職した世帯	保険税	国保税条例第26条第1項第3号	
	旧被扶養者	所得割	国保税条例第26条第1項第4号	
		均等割	//	
		(平等割)	//	
	事業所得者の休業・廃業世帯	所得割	国保税条例第26条第1項第5号	
		(均等割)	//	
		(平等割)	//	
	給与所得者の退職による所得減少世帯	所得割	国保税条例第26条第1項第5号	
		(均等割)	//	
		(平等割)	//	

※旧国(国保から後期高齢に移行した被保険者がいる世帯)は減額・減免ではなく国保税条例・地方税法で定額規定されている
 ※国保法59条(収容・拘禁)に該当する被保険者は、減免ではなく当該期間の資格を取り消している

3. 課題

- 現行の市国保税条例減免の減免期間は2年度間となっているため、R8 年度に受け付けた減免については、減免基準統一後の R9 年度においても 2 年目となる減免を実施することになり、これまでと同様に一般会計からの繰入金で対応することになる。
- R9 年度に2年目の減免を実施しない場合は、R7 年度末に市国保税減免規則の改正が必要。

4. 方針(案)

市国保税減免規則は改正せず、R8 年度に受け付けた減免については、R9 年度に減免期間 2 年目となる減免を実施する。